

電気工事士免状再交付申請の案内

< はじめに >

- 1) 電気工事士免状が「汚れた」・「損じた」場合、免状が「見当たらない」場合、再交付を申請することができます。
- 2) 再交付できる免状は、埼玉県知事から交付されているものに限られます。
- 3) 第一種電気工事士免状と第二種電気工事士免状のどちらも、同じ手続です。
- 4) 氏名を変更する場合は、別途、書換えの手続が必要です。

1 提出書類等

- (1) 電気工事士免状再交付申請書
- (2) 汚れた 又は 損じた電気工事士免状の原本
- (3) 顔写真（縦4 c m×横3 c m。6か月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。顔の輪郭が隠れていないこと。裏面に氏名を記入すること。）

2 免状の送付

- (1) 免状は、申請書に記入された「住所」に簡易書留で送付します。
- (2) 申請書に記入された「住所」以外の場所で免状を受け取りたい場合は、申請書右下の「免状の送付先」欄に、必ず郵便番号と住所を記入してください。

3 お問い合わせ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435 / メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp

4 その他

再交付された後に紛失していた免状を見つけた場合は、古い免状を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ返納してください。
返納に当たっては、「紛失し再交付されたが、その後に出てきたもの」であることが分かるように、メモを同封してください。

申請書等の提出方法 及び 手数料の納付方法

< 手数料の納付に関する注意点 >

- (1) 日本政府の「収入印紙」を用いて手数料を納付することはできません。
- (2) 埼玉県では、令和5年12月末日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了しました。
- (3) 埼玉県収入証紙は、令和6年3月31日で、使用できなくなります。

1 提出方法と提出先

申請書等の提出書類を 埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 へ **郵送** してください。

郵送する際は、次のことに注意してください。

- (1) 簡易書留等、信書を送ることが可能で、申請者自身が到達を確認できる方法で送付してください。
- (2) 封筒に 電気工事士免状交付等申請 と赤字で記載してください。

※ あて先

330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

2 手数料の納付方法

(1) キャッシュレス決済を利用する場合

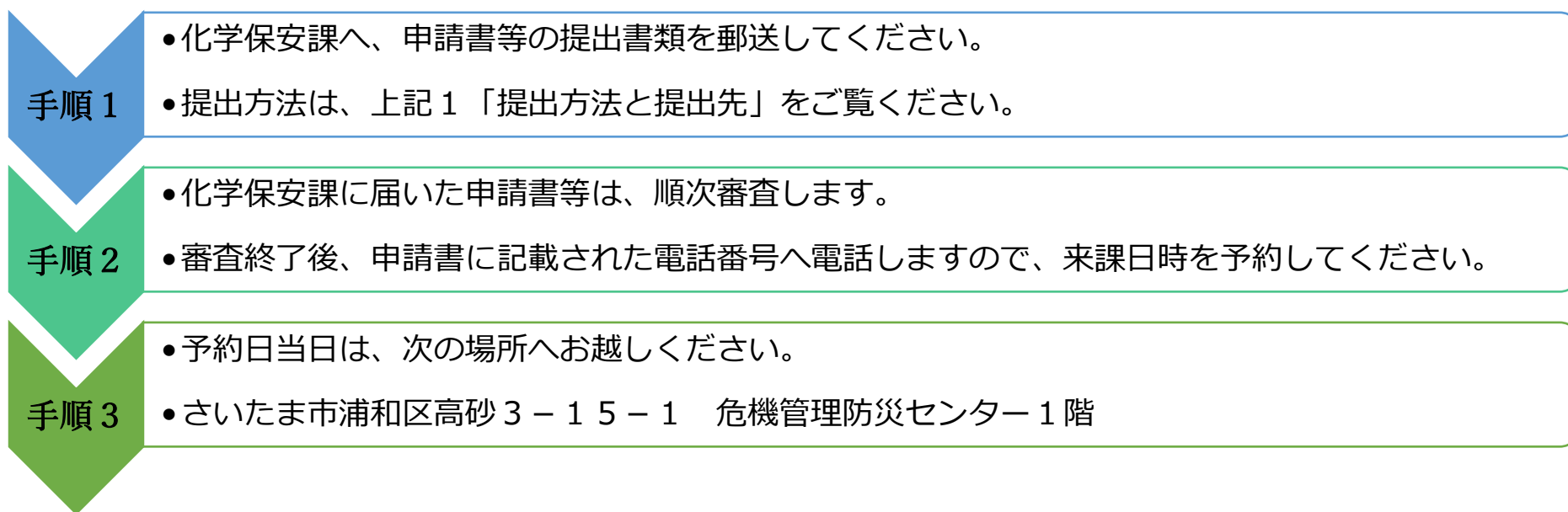
埼玉県では、電子マネーやコード決済を利用したキャッシュレス決済を実施しています。

キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドは、次のホームページをご覧ください。

令和 6 年 1 月以降は原則キャッシュレス決済になります！

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuressu.html>)

< キャッシュレス決済による手数料納付までの流れ >



◆ 電気工事士免状の再交付申請に伴う手数料は、**2,700円**です。

◆ 来課する前に、キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドを必ず確認してください。

(2) 埼玉県収入証紙がお手元に残っている場合

埼玉県収入証紙を申請書に貼り付けて、他の提出書類等とともに郵送することができます。

3 お問い合わせ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435 / メール：a2970-04@pref.saitama.lg.jp